

付 議 第 3 号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する 規則の一部を改正する規則議案

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立山田養護学校の項及び高知県立日高養護学校の項を次のように改める。

高知県立山田養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		田野分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立日高養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知みかづき分校	高等部	普通科

本則の表高知県立中村養護学校の項中

「知的障害」を「知的障害
肢体不自由」に改め、同表高知県立高知

若草養護学校の項中

「

子鹿園分校	小学部 中学部	
-------	------------	--

」

を

「

子鹿園分	小学部	
------	-----	--

」

校	中学部 高等部	普通科
---	------------	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（抜粋）

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（抜粋）

県立特別支援学校にそれぞれ次の分校、部、科及び学科を置く。

県立特別支援学校にそれぞれ次の分校、部、科及び学科を置く。

3

学校	障害種別	本校及び分校	部及び科	学科
略	略	略	略	略
高知県立山田養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		田野分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立日高養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知みかづき分校	高等部	普通科
高知県立中村養護学校	知的障害 肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立高知若草養護学校	肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分校	小学部 中学部 高等部	普通科
略	略	略	略	略

学校	障害種別	本校及び分校	部及び科	学科
略	略	略	略	略
高知県立山田養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立日高養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立中村養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立高知若草養護学校	肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分校	小学部 中学部	
略	略	略	略	略

※ 第1条関係（平成23年4月1日施行）